

## 児童扶養手当の受給者は8月中に届出が必要です

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

婚姻の解消や配偶者の死亡によりひとり親となり、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障がいがある場合は20歳未満まで）を監護する母や父などに支給されます。

### ○提出書類

- ・児童扶養手当現況届【全ての受給者】
- ・一部支給停止適用除外事由届【①～④に該当する方】

- ①支給開始月から5年を経過する予定の方（※）
  - ②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方（※）
  - ③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月初日から数えて5年を経過する予定の方（※）
  - ④既に上記①～③の期間を経過した方
- ※令和5年8月から令和6年7月までの間に期間を経過する方が対象です。

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ  
☎ 0146・47・2112

## 子育て支援センター事業のお知らせ

### ・内容

- ①おしゃべりルーム『しゃぼんだま』
- ②チャイルドランド『びっくり箱の読み聞かせ』
- ・開催日時 ①8月17日（木）10時～11時30分  
②9月7日（木）10時～11時30分
- ・申込期間 ①8月15日（火）まで  
②9月5日（火）まで
- ・定員 5～6組（0歳～就学前）

### ●問い合わせ先

子育て支援センター ☎ 0146・47・4525

## 自転車利用時はヘルメットの着用が努力義務となりました

改正道路交通法（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車事故で亡くなられた方の約6割は頭部損傷が主因で亡くなっています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することは命を守るにつながります。大人も子どももヘルメットを着用して、自転車を安全に利用しましょう。

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ  
☎ 0146・47・2112

## 健康カレンダー

（お問い合わせ先：保健福祉課 ☎ 0146・47・2113）

月日	時間	事業名	場所
8月	16日（水） 18:00～20:00	からだりセット講座	保健センター
	18日（金） 13:00～16:30	フッ素塗布	
	22日（火）	受付10:00～ 4・7・12ヶ月児健康診査 受付13:00～ 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	
9月	8日（金） 13:15～15:30	5歳児相談	町民センター
	12日（火） 13:00～16:30	フッ素塗布	
	13日（水） 18:00～20:00	からだりセット講座	

事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書などでお知らせします。

## ご寄附ありがとうございました。（敬称略）

### ●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆早川 憲吾（白菜12玉）

☆ルナ美容室（ティッシュ50箱、タオル30枚、古布1袋）

☆吉田 和江（レタス35玉、サニーレタス15玉）

☆藤原 まさ子（古布1箱）

☆中地 雅子（古布2袋）

☆ボランティアグループあゆみ（カット布5袋）

☆ボランティアグループちよぼら（カット布4袋）

### 新冠町社会福祉協議会へ

#### ●香典返しに代えて

☆初山 国仁（30,000円）

#### ●福祉事業に役立ててと

☆石田 正胤（古切手2袋）

☆匿名（古布1袋）

☆匿名（古布1袋、ハンドソープ8個）

# 役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その2

## おかあさんといっしょ宅急便「ファンターネ！小劇場」を開催

NHK室蘭放送局と新冠町では、おかあさんといっしょ宅急便「ファンターネ！小劇場」を実施します。

このイベントは、“ファンターネ！の仲間たち”が繰り広げる楽しいステージショーです。

○日時 9月30日（土）1日2回公演

【1回目】

開場：午前11時 開演：午前11時30分

終演：午後0時15分

【2回目】

開場：午後1時30分 開演：午後2時

終演：午後2時45分

○会場 レ・コード館 町民ホール

○主催 新冠町、NHK室蘭放送局

○出演者

ファンターネ！の仲間たち（みもも、やころ、ルチータ）、うたのおねえさん

※「おかあさんといっしょ」に出演しているうたのおねえさんではありません

●○申込方法 「WEB」で受け付けます。

●○受付期間 8月25日（金）まで

●○その他

- 入場無料です。
- 詳細は、NHK室蘭放送局のホームページをご覧ください。
- 応募多数の場合は抽選となります。



Web申込



©NHK

●○問い合わせ先

●教育委員会社会教育課 ☎ 0146・45・7833

●NHK札幌放送局 ☎ 011・232・4040

## 一定面積以上の土地取引は届け出が必要です

町内で一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法の規定に基づき、土地の権利取得者（買主等）は、町へ届け出が必要となります。

○届け出の対象となる面積

①市街化区域で、2,000平方メートル以上の取引

②市街化区域以外の都市計画区域で、5,000平方メートル以上の取引

③都市計画区域外で、10,000平方メートル以上の取引

※新冠町では、③が届け出の対象となります。

※個々の土地面積が小さくても、譲受人（権利取得者）が同一の目的のために購入した土地が、最終的に上記面積以上のひとまとまりの土地となる場合は、一団の土地として届け出の対象となります。

○提出書類（各3部）

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し

- 土地の位置図（縮尺5万分の1以上）
- 土地や付近の図面（縮尺5万分の1以上）
- 土地の形状の図面（縮尺2千5百分の1）

○届出期限

契約（予約を含む）締結日より2週間以内 ※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

○罰則

届け出を行わなかった場合、6カ月以下の懲役、または100万円以下の罰金に処されることがあります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

● <https://www.niikappu.jp/gyose/2018-totitorihiki.html>

●○問い合わせ・届出書提出先

●企画課まちづくりグループ企画係

●☎ 0146・47・2498

